



ジェントルハート通信

No. 43 春号
発行日 2014.5.25

『未来を生きる』

理事 篠原真紀

発行
NPO法人
ジェントルハートプロジェクト

事務局
〒210-0843
川崎市川崎区小田栄1-8-3 青山
Tel & Fax
045-845-3620 (小森)
E-mail admin@gentle-h.net
URL http://www.gentle-h.net

会員登録及びカンパは随時受付中
正会員 1口 2,000円
賛助会員 1口 1,000円
郵便振替
口座番号:00200-8-111295
口座名義:ジェントルハートプロジェクト
振込用紙に会員の種別を明記下さい



目次:

巻頭コラム	P 1
桐生市いじめ自殺裁判判決概要	P 2-4
子どもの命を考える上で役に立つ本	P 5
活動の報告と今後の予定	P 6-7
橋が架かる	P 8

ジェントルハート通信第43号
定価100円 (会員は無料)

Googleのストリートビューに「タイムマシン」という機能が付いたそうです。以前に撮影された画像を過去にさかのぼって閲覧できるというものです。

東日本大震災後、被災に遭った方や自治体の関係者から「被災状況を記録して欲しい」との声が寄せられ、被災前と被災後の様子を、画像で見られるようにしたのが始まりだそうです。

大切な場所が画像で蘇るのは、素敵な事だなど思いました。でも本当はあの時に、あの場所に、あの生活に戻れたらどれだけ良いのだろう・・・というのが真実でしょう。

次男の真矢(まさや)を亡くして6月7日で4年が経ちます。もしも過去に戻れるのなら、親にも先生にも友達にも言わず、一人で苦しんでいた彼を助きたい。話を聞いてあげたい。誰がなんと言おうとあなたの味方だよと伝えたい。そして抱きしめたい。

すべてが分かった今「真矢のこと何も分かってあげられなくてごめんね」と謝りたい。

親を亡くしたら過去を失う、連れ合いを亡くしたら現在を失う、子どもを亡くしたら未来を失う、とされています。

今年の春はいつになく辛い春でした。生きていれば高校を卒業する年でした。

3月には卒業式に向かう同級生の親子に会い「おめでとうございませう」と言った後に涙がこぼれました。

桜が満開の4月は大学の入学式に出席した親子連れを見かけては切なさを感じました。

このように度々心が折れそうになることもあるのですが、いつも助け

てくれる人々がいます。真矢を亡くしてから知り合ったご遺族を含めた多くの方々、そしてなにより私の心を支えてくれているのは、毎月の日命日に来てくれるたくさんの真矢の友だちです。

この4年間、毎月来てくれているのです。恥ずかしいことですが、真矢が亡くなってから名前を知ったお子さんもいます。しかし不思議な事にずっと前から知っている感覚なのです。

そんな彼らもこの冬は大学受験をむかえました。我が子のように心配で、受験に突破できるようにとネーミングされたお菓子を手渡し、センター試験の日は「みんな試験が上手くいきますように」と仏壇に手を合わせました。

見事合格した子もいれば、残念ながら来年度チャレンジする子もいました。

それでも私たち夫婦に、笑顔で報告してくれるのは本当に嬉しい事でした。

この先、彼らが就職活動の時にも、こんなドキドキを感じることでしょう。

そして結婚したり、子どもが生まれたり、彼らの人生を共に生きていける事を本当に嬉しく思うのです。

我が子を失い、我が子との未来は無くなってしまったかもしれませぬ。しかし、我が子が遺してくれた大切な友だちとの未来を共に生きる事ができます。

「みんな面白くていい奴ばかりだろう?」という真矢の声が聞こえてきそうです。

そんな真矢に「うん、そうだね!」と笑顔で答える私があります。

◆ 桐生市いじめ自殺裁判判決概要 ◆

理事 武田さち子

2010年10月23日、群馬県桐生市の市立小学校に通う上村明子さん(小6・12歳)が自殺をし、両親はいじめが原因として、学校設置者を訴えました。

その判決が2014年3月14日、群馬県前橋地裁であり、原道子裁判長は、被告桐生市と群馬県に対し、原告母親に390万円、父親に60万円の損害賠償を支払うよう命じました。

有形暴力を伴わないいじめ自殺裁判は一部が認められることさえ難しく、画期的な判決です。

判決文は全部で102頁もあり、裁判所がかなり丁寧に事実認定をし、考察をしたことがわかります。

判断の一部を紹介したいと思います。

(「」内は判決文の引用なので、敬称が略されています。)

■いじめの認定

明子さんはN小学校に4年生の2学期途中に転入してきました。4年生の3学期頃から、「学校に行くといじめられるから行きたくない」と話し、父親が当時の担任に相談をしていました。

しかし裁判所は、「5年生時、同級生から悪口を言われるといういじめを受け、精神的苦痛を感じていた」と認定したものの、4年、5年時のいじめについては、学校に具体的な措置を講じるなどいじめ防止義務があったとはいえないとしました。

ただし、5年生時の担任については、「指導はするものの、都合の悪いことにあまり目を向けず、抜本的対策をとろうとしない、真の問題解決を回避する行動傾向が顕著である」として、不適切さを指摘しています。

明子さんが6年生時のクラス編成では、担任の教員歴が長かったこと等を考慮して、対応の難しい児童ら数名が配置されました。結果、これらの児童を中心に、4月からクラスに落ち着きがなく、5月の終わり頃から特に、反抗的な児童が出るようになるなど、学級崩壊状態になっていました。

そんななか、明子さんは担任に、他の児童から嫌なことや悪口を言われると話し、父親もいじめを相談。担任は児童等に「そういうことは言うものではない」と注意するだけで、その保護者に連絡をするなどの対応はしていませんでした。

明子さんは母親に「悪口を言われていることを担任の先生に言いなさい」と言われ、「先生もい

じめられているから言えない」「先生はみんなにばかにされているから無駄」と答えたといえます。

2学期、席替えを機に、児童たちは勝手に好きなグループごとに給食を食べるようになり、明子さんはどのグループにも入ることができず、一人で給食を食べるようになりました。

「明子が一人で給食を食べた状況については合計9回であり、席替えを実施した9月28日以降、一人でなかったのは、再び席替えをした10月14日と児童11と食べた翌15日の2回だけである。明子のほかに一人で給食を食べていた児童はおらず、本件クラスの児童は、明子が一人で食べているのを見て、あちこちで『よく一人で食べられるよね。』とひそひそ声で話していたことがあった。明子が一人で食べていること気付いても声をかけることができなかった児童や、明子を入れてといえない様子だったという児童がいる」など、明子さんが「継続的で頻繁な本件悪口(暴言)、給食時の仲間はずれ及び校外学習日における執拗な非難といういじめを受けて」いたと認定しています。

明子さんの気持ちについて裁判所は、「本来、Xから強く指導を受けるべき児童の多くが放任されて自分勝手をしている中で、懸命に勉強に取り組む等して、努力をしていたにもかかわらず、報われないままバカにされ孤立する状況に置かれたことについて、自己肯定感を得られない理不尽さや絶望感を抱くようになっていったと考えられる」としています。

■学校の安全配慮義務違反

担任の対応については、明子さんが「自己主張することがほとんどなく、Aらに同調せず、孤立していたのであるから、いじめの対象となるリスクが高い児童」で、「いじめを受けることがないよう留意すべき児童であった」にもかかわらず、「本件クラスで孤立した理由を理解せず、本件ルール作り及びレクリエーションの採用という、教諭が担当するクラスの児童の機嫌をとるかのよう、効果よりも弊害が多く、かえって、Xの統制を失わせ、指導を受けるべき児童を増長させる方策を採った」「さらに、Xは、明子だけが一人で給食を食べることになった発端を作り、これを解消するための適切な対応をとることができなかったばかりか、明子に対し、『一人で頑張っているね。』などと声をかけ、明子だけが一人で給食を食べる状況が今後も続くかのような態度を

とった」などと、対応のまずさを指摘しています。

そして、自殺直前に行われた校外学習について、明子さんは「不安に思いながらも、自らをあげまして参加」したにもかかわらず、Aから「何でこんな時だけ来るのか」等といわれて、泣きながら校外学習に参加することを拒否しました。しかし、教諭ら、とくに校長は、明子さんがいじめられて「『転校したい』」と言っていたことを知っており、養護教諭は行けないかもしれないと思って報告したにもかかわらず、「単に明子を校外学習に参加するよう説得して参加させ」「何ら配慮せず、校外学習中、明子に対する悪口及び非難を明子に聞かせ続けた上、そのまま帰宅」させました。

明子さんは2日後の土曜日に自殺。その心情を裁判所は、「X及び校長を含めたN小の教諭が本件クラスの児童に対して適切に指導等しない結果形成された明子の置かれた状況から逃れようとして、自死を決意し、あるいは、N小の教諭や原告両名に対し、この孤立感や絶望感、無力感を、自死を図ることによって訴えようとして、突発的に本件自死を図ったと考えられる」「N小における学校生活に希望を持つことが出来れば、首を吊ることはなかったと考える」などとして、「N小の対応と本件自死の間には、事実的因果関係があり、しかも、本件自死の主たる原因であったということが出来る」と認めました。

学校がとるべき対応については、「校長は、遅くとも、Xが精神的に疲弊していることを認識した8月から9月の時点で、Xの負担を減らして強力なサポート体制を構築すると共にXに対して休養を取ることや医療機関等への相談や受診を勧め、それが可能な執務体制を構築するべきであった」とし、「Xがもはや担任として児童に対する一次的措置を講じることができない状況に至り、これを認識可能であった10月4日には、Xを本件クラスの担任からはずす等して、Xの精神疾患の予防あるいは早期発見に努め、本件クラスの児童に対する教育環境の改善を図るべきであった」としています。X自身も「担任を変える等するよう求めるべきであった」としています。

Xや校長が「具体的措置を講じていたら、それにより明子の精神的苦痛は相当程度軽減されたものと認められる。したがって、校長及びXは、安全配慮義務を怠ったというべきである」と認めました。

■自殺の予見可能性について

裁判所は、いじめや学校の対応の悪さが明子さんの自殺につながったことを認めましたが、不法行為として損害賠償が認められるためには、「具体的予見可能性が必要」としています。

しかし、明子さんには、①学校や家庭で自殺をほのめかす言動が一切なく、自殺の前兆行動は見受けられなかったこと、②自死直前に首吊りを決意したと認められ、突発的に自死を図ったものであること、③悪口や仲間はずれ、校外学習日の非難といったいじめを受ければ自殺するということが一般的ではないこと、などから、Xや校長には、「自死を予見することはできなかった」として、自殺予見可能性を認めませんでした。

したがって、明子さんが自殺したことへの損害ではなく、精神的苦痛に対する損害賠償にとどまり、450万円という金額になりました。

■家庭の問題と過失相殺について

学校や教委は明子さんの死後一貫して、家庭の問題を強調してきました。しかし裁判所は、「本件自死の主たる原因が明子の出自、家庭の状況あるいは対応であるということ認めることはできない」と否定。過失相殺についても、「N小は、義務教育を行う公立の小学校であるから、いかなる生活環境におかれた児童に対しても、その教育を受ける権利に応えなければならず、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における児童の安全の確保に配慮すべき義務があり、いじめの対象になってよい児童は存在しない。明子に対する本件悪口や給食及び校外学習日の状況について、明子の側に過失相殺をすべき事由はない」として、原告側の過失相殺を否定し、ゼロとしました。

■調査報告義務違反

この裁判の争点のひとつに、学校や教育委員会の自殺後の調査と報告義務違反がありました。

調査報告義務について裁判所は、「明子は、本件自死の2日前に、N小において『こんな学校もう行きたくない、大嫌いだ。』と大声で泣いて訴え、その翌日学校を欠席したのであるから、本件自死が学校生活上の問題に起因する疑いのあることは明らかであり、被告桐生市は、本件自死当日に、本件自死を知らされた時点で、必要かつ相当な範囲内で、速やかに事実関係の調査をし、保護者に対しその結果を報告する義務を負ったものである」と、調査報告義務があることを認めまし

た。

しかし、自死原因の調査報告を求める両親が、裁判提起前に入手した資料は、校長報告書のみでした。

学校は明子さんの死後、「学校生活アンケート」を実施し、児童への聞き取りも行っています。しかし、学校生活アンケートの質問事項は、本件自死を念頭において作成されたものではなく、聞き取りも、上記アンケートの結果をもとにして実施された上、聞き取り事項は実施する各教諭に委ねられました。結果、「問題の背景に踏み込んだ十分な聞き取りが行われたとは言い難い」

「本件自死に関し、原告両名に対する聞き取りはされていない」として、不十分だとしました。

さらに校長が市教委に提出した事故報告書は、「市教委が実施した警察から何を聞かれたかについての聞き取りといういわば組織防衛を目的としたものを基に作成」されていると厳しく断じ、児童アンケートや児童からの聞き取りを基にした聞き取りもしていないことをもって、「事案解明の聞き取りとしては、不十分なものであった」としています。

明子さん自死の約1カ月前、クラスの状況改善の手がかりとするためにクラスで実施された「振り返りアンケート」については、「本件自死の背景を調査するにあたって重要な資料であることは明らかである」と認定したうえで、校長報告書に一切の記述がないことなどをもって、「事案解明に積極的に取り組み、その結果を記載したものは言い難いものであった」と認定し、調査報告義務不履行に当たるとして、損害賠償債務を認めています。

なお、「仮に、N小において、これを廃棄したとすれば、それ自体、重大な調査報告義務違反にあたるというべきものである」とまで書いています。

■第三者調査委員会について

桐生市は、2010年12月、第三者調査委員会を設置しました。しかし、第三者調査委員会に対し、「X作成の学級の見立て、学級経営アセスメント研修の写真、振り返りアンケートの集計結果を当時所持していたにもかかわらず提供せず、また、振り返りアンケートの明子を含む児童の回答書については、当時所持していたか明らかではないものの、提供しなかった」と認定。第三者委員会も、「振り返りアンケートが行われたことを認識できる状態にありながら、提供を求めている」

など、「重要な資料を踏まえず、必要な補足調査も行われていないから、適正な調査報告がされたということとはできない」としました。

その結果、「第三者調査委員会が設置されたことにより新たに判明した事実は存しないまま、第三者調査委員会から、本件自死について、家庭環境等の他の要因も加わり、自死を決意して実行したと判断することが相当であるとの結論が示されたものである」として、「本件自死についてのN小独自の調査も、第三者委員会の調査も不十分であると言わざるをえず、そのため、本訴提起により原告両名に対して証拠として提供された資料も不十分なものであるため、調査報告義務違反による損害賠償債務が免ぜられることはない」と判断しました。

一方、裁判でN小の調査結果の一部及び被告桐生市が第三者委員会に対して公布した資料を桐生市の訴訟代理人らが提供したことについて、「自らの守秘義務と児童らのプライバシーに配慮しながらも、真実義務を可能な限り果たそうとした結果ということが出来る」と評価。「損害賠償債務の減額事由にはなる」としています。

■高裁へ

残念ながら群馬県と桐生市は控訴をし、訴訟は東京高裁へと持ち越されることになりました。

有形暴力を伴わないいじめでは、2006年8月18日、名古屋経済大学市邨（いちむら）中学校時代のいじめの後遺症で自殺した高橋美桜子さん（16歳）の民事裁判で、名古屋地裁が、自殺の予見性といじめの後遺症と自殺との因果関係を認めましたが、その後、高裁で自殺との因果関係は認められませんでした。

前橋地裁判決が確定すれば、いじめ自殺裁判の大きな転換期になっただけに残念です。控訴審では、ぜひ、自殺の予見可能性を含めて、さらに画期的な判決が出ることを期待したいと思います。いじめ自殺事件を繰り返させないためにも。



◆子どものいのちを考える上で役に立つ本◆

最近読んだ本の中から、おすすめの本をピックアップしてみました。よろしかったら、お読みください。



いじめ防止対策推進法の解説と具体策
参議院議員
小西 洋之 著
WAVE 出版
本体価格 1900 円+税

2013 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」立法の中心的役割を担った小西洋之参議院議員による逐条解説です。法律はできましたが、正しく運用していくための努力が、まさにこれから求められます。例えば、本書 P21 の「学校の取り組み」に関しては、「いじめ対策委員会」の構成メンバーとして「学級・教科担任を必須として」とあるにもかかわらず、管理職だけでカタチばかりの「対策委員会」を作るケースもあります。こうした不適切な対応を正す際に、保護者がこの本で情報力を強化しておくことが必要だと思われます。

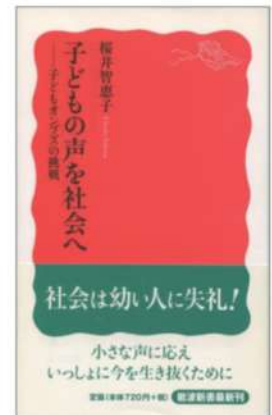
生き心地の良い町
和歌山県立医科大学保健看護学部講師
慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科研究員
岡 檀 著
講談社
本体価格 1400 円+税



反省させると犯罪者になります
立命館大学産業社会学部教授
岡本 茂樹 著
新潮新書
本体価格 720 円+税



子どもの声を社会へ
大阪大谷大学教授
川西市子どもの人権オンブズパーソン代表
桜井 智恵子 著
岩波新書
本体価格 720 円+税



いじめの防止には、子どもたちがいじめをしないよう強い態度でもぞむべきだとの意見が幅をきかせています。「なぜそれではうまくいかないのか」を筋道立てて考えるために、とても役に立つ本でした。そして、川西オンブズの取り組みの具体例も、興味深く読めます。こういった組織が日本にあれば、と思わずにいられません。

「生き心地の良い町」と「反省させると犯罪者になります」は、2冊セットで読んで欲しい本です。

「生き心地の良い町」の著者、岡檀（まゆみ）氏は、自殺を予防する要因「自殺予防因子」の研究に取り組み、徳島県南部の海部町（2006 年、合併により海陽町の一部）が日本一自殺率が低いことから、フィールドワークを重ね、五つの「自殺予防因子」を明らかにしました。そのひとつ「病、市に出せ（悩みを開示し助けを求めよ）」に象徴されるよう、海部町の住民は、個々人が私的な悩みを打ち明けやすい環境作りを心がけてきたといいます。

一方、「反省させると犯罪者になります」では、[第四章 頑張る「しつけ」が犯罪者を作る]において、「我慢ができること」「一人で頑張ること」「弱音を吐かないこと」「人に迷惑をかけないこと」のできる「しっかりとした子ども」に育てることが子どもの生きづらさを生み、しつけられた子どもは、しつけによって身につけた価値観に合致しない子どもを見ると、イライラを感じていじめに結びつきやすいと分析しています。また、いじめられている側は、「我慢」をしつけられているために、自分の辛さを口に出したり相談したりできにくくなることも指摘しています。

日本一自殺の少ない旧海部町では、「個々人が私的な悩みを打ち明けやすい環境」があり、一般的な子どもたちを取り囲む環境は、我慢をして一人で頑張り、弱音を吐かず人に迷惑をかけないことが好ましいこととされています。

だとすると、私たちが正しい、好ましいと考えている「しつけ」が、子どもたちの生きづらさを生み出しているのではないかと、学校教育で子どもたちに行われるさまざまな指導が、子どもの生きづらさを増幅しているのではないかと考える必要がありそうです。

「あたりまえを疑う」ことの大切さを気づかせてくれる本でした。

◆ 活動のご報告と今後の予定 ◆

日付	主催者	都道府県	都市	人数
2014/5/7	島根県立益田高等学校	島根	益田	500
2014/5/8	益田市立匹見中学校	島根	益田	40
2014/5/8	滋賀県立野洲高等学校	滋賀	野洲	630
2014/5/16	山口県教委 教員人権教育研修①	山口	岩国	70
2014/5/16	静岡県立小山高等学校	静岡	駿東郡	530
2014/5/20	士幌高等学校	北海道	河東郡	200
2014/5/20	横浜市立保土ヶ谷中学校	神奈川	横浜	1,000
2014/5/22	山口県教委 教員人権教育研修②	山口	萩	70
2014/5/23	山口県教委 教員人権教育研修③	山口	周南	90
2014/5/26	堺市立三木多中学校	大阪	堺	
2014/5/27	神奈川学園中学校	神奈川	横浜	272
2014/5/29	山口県教委 教員人権教育研修④	山口	山口	110
2014/5/30	山口県教委 教員人権教育研修⑤	山口	柳井	50
2014/5/31	守山市幼児教育研究会	滋賀	守山	200
2014/5/31	防府市立小野中学校	山口	防府	100
2014/6/1	笠岡市立大島中学校	岡山	笠岡	110
2014/6/2	関東学院中学校	神奈川	横浜	300
2014/6/5	山口県教委 教員人権教育研修⑥	山口	宇部	100
2014/6/6	山口県教委 教員人権教育研修⑦	山口	下関	80
2014/6/7	霧島市立福山中学校	鹿児島	霧島	
2014/6/9	霧島市立霧島中学校	鹿児島	霧島	160
2014/6/10	湧水市立吉松小学校	鹿児島	始良郡	
2014/6/12	明石市教育委員会教育研究所教員研修	兵庫	明石	80
2014/6/12	中北教育事務所地域教育推進連絡協議会	山梨	韮崎	130
2014/6/12	長岡市立与板中学校	新潟	長岡	350
2014/6/13	霧島市立隼人中学校	鹿児島	霧島	
2014/6/13	川崎市立今井小学校	神奈川	川崎	300
2014/6/14	高知県人権教育研究会研修会	高知	高知	
2014/6/16	柳井学園高等学校	山口	山口	450
2014/6/17	三条市立栄中学校	新潟	三条	350
2014/6/17	三条市立第一中学校	新潟	三条	580
2014/6/18	香芝市立香芝中学校	奈良	香芝	730
2014/6/19	長岡市生徒指導研究会	新潟	長岡	360
2014/6/20	新潟市立岩室中学校	新潟	新潟	250
2014/6/20	新潟市立中之口中学校	新潟	新潟	210
2014/6/21	八尾市立高美中学校	大阪	八尾	480
2014/6/26	横浜市学校保健会港北支部大会	神奈川	横浜	450
2014/6/27	秦野市南地区青少年育成会	神奈川	秦野	70
2014/6/29	長門市立深川中学校	山口	長門	320
2014/6/30	金沢市立高倉中学校	石川	金沢	
2014/7/3	野田市立関宿中学校	千葉	野田	109
2014/7/4	川崎市立日吉中学校	神奈川	川崎	

日付	主催者	都道府県	都市	人数
2014/7/7	霧島市立溝辺中学校	鹿児島	霧島	
2014/7/8	さつま町立盈進小学校	鹿児島	薩摩郡	
2014/7/9	大阪府教育センター府内教員研修	大阪府	大阪市	300
2014/7/10	野田市立第一中学校	千葉	野田	710
2014/7/11	野田市立第二中学校	千葉	野田	350
2014/7/11	士幌町教育委員会いじめ防止講演会	北海道	河東郡	220
2014/7/12	野田市立岩名中学校	千葉	野田	438
2014/7/12	横須賀市ボランティア連絡協議会	神奈川	横須賀	150
2014/7/14	野田市立川間小学校	千葉	野田	120
2014/7/15	新潟市立西川中学校	新潟	新潟	400
2014/7/24	岡山市教育委員会PTA人権研修	岡山	岡山	
2014/7/30	川西市教育委員会	兵庫	川西	
2014/8/1	箕面市人権教育研究会	大阪	箕面	100
2014/8/4	厚木市教育委員会教員研修	神奈川	厚木	
2014/8/5	多治見市人権課「平成26年度子ども権利セミナー」	岐阜	多治見	100
2014/8/6	東大阪市人権教育研究集会	大阪	東大阪	2,000
2014/8/22	愛川町教育委員会	神奈川	愛甲郡	50
2014/8/22	八街市教育委員会教育研究会	千葉	八街	440
2014/8/23	日本学校教育相談学会宮城県支部	宮城	宮城郡	
2014/8/28	神奈川県立金沢養護学校	神奈川	横浜	160
2014/9/10	五泉市立五泉北中学校	新潟	五泉	400
2014/9/12	宮崎県県民人権講座	宮崎	宮崎	70
2014/9/13	瑞穂町立瑞穂中学校	東京	西多摩	500
2014/9/19	山武社会教育委員連絡協議会	千葉	山武郡	150
2014/9/22	霧島市立日当山中学校	鹿児島	霧島	
2014/10/7	下都賀地域アクションミーティング	栃木	栃木	200
2014/10/10	周防大島町立大島中学校	山口	山口	110
2014/10/24	横浜弁護士会	神奈川	横浜	20
2014/11/1	倉敷市立水島中学校	岡山	倉敷	300
2014/11/4	南魚沼市立城内中学校	新潟	南魚沼	260
2014/11/5	岡山少年院	岡山	岡山	65
2014/11/5	羽咋市立羽咋中学校	石川	羽咋	
2014/11/10	大宮開成高等学校	埼玉	さいたま	
2014/11/12	周南市立菊川中学校	山口	周南	240
2014/11/18	玉野市立日比小学校	岡山	玉野	150
2014/11/21	山口県立岩国総合高等学校	山口	岩国	300
2014/11/25	山口県立下関南高等学校	山口	下関	570
2014/11/28	南房総教育事務所人権研修会	千葉	木更津	300
2014/11/28	小浜市立小浜第二中学校	福井	小浜	600
2014/11/29	国分寺市立第五中学校	東京	国分寺	530
2014/12/3	藤沢市教育委員会	神奈川	藤沢	50
2014/12/6	高知県『いじめ防止子どもサミット』	高知県	高知	
2015/4/15	藤嶺学園藤沢中学校	神奈川	藤沢	150
2015/4/16	宇都宮文星女子高等学校	栃木	宇都宮	340



◇ 橋がかかる ◇ ひととひととの出会い、そこにかかる橋

ここは毎回ジェントルハートプロジェクトに関わる方々の思いなどを自由にお書き頂くコーナーです。今回は静岡県立小山高等学校教頭の須藤秀幸先生にお願いしました。

「様子を見てみよう」

静岡県立小山高等学校 教頭 須藤秀幸

教育現場では結構使われている言葉です。この言葉が使われるとき、何が起きているのかを正確につかむためにもっと情報を収集したいという意識と同時に、時間が経つ間に自然と問題が解決してくれるのではないかという淡い期待がその背後にあるように思われます。

30年近く前、私がまだ新米の教員だった頃、生徒の問題について先輩教員に相談に行ったときも「こういう問題は時間が解決してくれるものだから放っておけばよい」というアドバイスをもらったこともあります。しかし、その後の教員経験から得られた教訓は「問題は放置すれば悪化するケースの方がはるかに多く、早く手を打てば軽い段階で処理できたのに時期を逸したために收拾がつかなくなるものである」という苦い法則です。

しかし、いじめではないかという案件を実際に学校が把握したとき、この「様子を見てみよう」という措置は案外多く行われているように思われます。しかも、当たり前のことですが、「様子を見る」ために見守っているだけではいじめはまず解決しません。

また、いじめを受けているという申し出があったとき多くとられる対応に加害生徒から事情を聞くというものもあります。これも経験上あまり有効な対応ではないように思われます。なぜなら、なぜ自分たちが事情を聞かれなければならないかという原因や理由を聞かれた側はすぐにあれこれ憶測するからです。時にはスト

レートに「誰がチクったのか」と聞いてくることもあり、被害生徒へのさらなる攻撃のきっかけになることもあります。また、いじめている側にいじめをしているという意識が全くないことも結構あり、いじめをしていないと強く反論されることもあります。また、信じられないことですが、まれにいじめの被害者本人が自分が受けているのはいじめではないと主張することもあります。

そこで私が若い先生達にお願いしているのはいじめと思われる行為が行われている現場をとにかく押さえて欲しいということです。忘れ物を取りに行った振りをして昼休みに教室に顔を出したり、部室点検をするなどして、教員が現場を目撃し、本人達がそれをいじめと認めているようになかろうが、その場で今行われている行為が不愉快で卑劣なもので、とにかく自分のクラス（部活）では絶対許さないという大人としての強い意志表明をまずして欲しいと言っています。この手順を済ませた後で加害生徒や被害生徒と話をしたいのです。

ただ、この方法も今ではその神通力を発揮できないような事態が進行しています。メールよりさらに把握の困難な（というより物理的に外部からの把握ができない）「LINE」によるコミュニケーションの出現です。「LINE」内で行われているいじめや誹謗中傷には今のところ全くと言ってよいほど打つ手がありません。今後学校現場が向き合わなければならない大問題だと考えています。

